

たばこ小売販売業の許可を受けた皆様へ

近 畿 財 務 局

たばこ小売販売業の許可を受けた皆様におかれましては、たばこ事業法等の趣旨をご理解いただき、下記の事項について十分にご留意のうえ営業を行っていただきますようお願いいたします。

さらに詳しくお知りになりたいことや、お分かりにならないことがありましたら、ご遠慮なくお尋ねください。

1. 廃業、休止、承継や住所変更等は必ず届出をしてください。

財務局長の許可を受けた製造たばこ小売販売業者（以下『小売販売業者』という。）において、次のような変更が生じた場合は、財務局長に届出することが義務付けられています。（届出義務違反は、許可の取消し、又は1月以内の営業停止の要件に該当します。）

【届出を要する主な事項】

- ①営業を廃止したとき。
- ②病気や店舗改築等により、営業を引き続き一月を超えて休止するとき。
- ③相続、合併又は分割により承継したとき。
- ④商号、名称又は氏名及び住所（法人代表者の氏名及び住所を含む。）を変更したとき。
- ⑤営業所以外の場所に出張して行う小売販売（以下『出張販売』という。）を取り止めたとき。

（注）この他にも届出が必要な場合があります。

2. 営業所の移転、出張販売には許可が必要です。

小売販売業者が、次のような行為を行う場合は、あらかじめ財務局長の許可を受けなければなりません。

- ①営業所の移転を行おうとする場合。（同地における建て替えであっても移転申請が必要となることに、ご注意下さい。）
- ②一時移転（仮移転）を行おうとする場合。
- ③出張販売を行おうとする場合。

3. 許可条件を遵守し、二十歳未満の者の喫煙防止に努めてください。

小売販売業者は、許可証又は許可通知書に記載された許可条件を遵守しなければなりません。（許可条件違反は、許可の取消し、又は1月以内の営業停止の要件に該当します。）

また、平成20年7月以降、自販機による販売には年齢識別装置を装備し、これを常時作動させた上で販売することが義務付けられておりますが、社会的な要請である二十歳未満の者の喫煙防止のため、対面販売の場合の年齢確認などに積極的に取り組むよう、お願い致します。

お問い合わせ先
近畿財務局 理財第2課
06-6949-6368